社会福祉法人　はるか　定款

昭和３２年１０月１２日　厚生大臣認可
昭和４１年　１月１０日　一 部 改 正
昭和５３年１０月１３日　一 部 改 正
昭和５８年　５月３１日　一 部 改 正
平成　３年　３月２２日　一 部 改 正
平成　４年　１月１０日　一 部 改 正
平成　６年　６月２２日　一 部 改 正
平成１０年　２月　６日　一 部 改 正
平成１５年　２月２５日　一 部 改 正
平成１７年　４月２５日　一 部 改 正
平成２０年　５月　７日　一 部 改 正
平成２５年１２月　１日　一 部 改 正
平成２９年　４月　１日　一 部 改 正
令和　５年　７月　１日　一 部 改 正
令和　６年　６月２２日　一 部 改 正
令和８ 年　６月 ２７日　一 部 改 正

第１章　総　　則

（目的）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
(1) 第一種社会福祉事業
（イ）児童養護施設の運営
(2) 第二種社会福祉事業
（イ）児童家庭支援センターの運営
（ロ）小規模住居型児童養育事業
（ハ）子育て短期支援事業
（ニ）児童の福祉の増進について 相談に応じる事業
（ホ）児童自立生活援助事業
（名　称）
第２条　この法人は、社会福祉法人はるかという。
（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。
（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を山口県岩国市立石町３丁目６番25号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を広島県広島市西区南観音２丁目８番 26-201 号に置く。
３　前項のほか、従たる事務所を山口県岩国市山手町１丁目 1-10-101 に置く。
４　前項のほか、従たる事務所を山口県山口市小郡下郷 2209-1 番に置く。
５　前項のほか、従たる事務所を山口県熊毛郡平生町大字曽根 10126 番２に置く。
６　前項のほか、従たる事務所を山口県岩国市麻里布町５丁目 3－１に置く。
７　前項のほか、従たる事務所を山口県岩国市保津町２丁目 9－18 に置く。
８　前項のほか、従たる事務所を山口県岩国市室の木町３丁目 13-10 に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上 11 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集す

る。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決議）
第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章　役員及び職員

（役員の定数）
第 15 条　この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事　6 名以上 10 名以内
(2) 監事　2 名
2　理事のうち 1 名を理事長とする。
（役員の選任）
第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 21 条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
２　役員には、費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第 22 条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　理事会

（構成）
第 23 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第 24 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職
（招集）
第 25 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第 26 条　理事会の決議は､決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 27 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の区分）
第 28 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　山口県大島郡周防大島町大字伊保田字大畑 136 番地 1、同 136 番地２、同 137 番地に所在の鉄筋コンクリートブロック造陸屋根木造瓦スレート亜鉛メッキ鋼板葺二階建（963.48 平方メートル)
（２）　山口県大島郡周防大島町大字伊保田字大畑 136 番地 1 所在の土地壱筆（724.52 平方メートル)
（３）　山口県大島郡周防大島町大字伊保田字大畑 136 番地２所在の土地壱筆（46.35 平方メートル)
（４）　山口県大島郡周防大島町大字伊保田字大畑 137 番地　所在の土地壱筆（296.04 平方メートル)
（５）　山口県岩国市立石町 3 丁目 3218 番地　所在の木造瓦葺２階建て５棟（管理棟 234.34 ㎡、児童棟①160.64 ㎡、児童棟②163.12 ㎡、児童棟③157.33 ㎡、児童棟④159.81 ㎡）
３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 29 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山口県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 30 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 32 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 33 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 34 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 35 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

（種別）

第36条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）地域子育て支援の事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

（解散）

第37条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　定款の変更

（定款の変更）

第39条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口県知事に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、社会福祉法人はるかの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　東　野　恭　彦
理　事　　東野喜代一
理　事　　栄　野　覚　審
理　事　　大沼小兵衛
理　事　　大　沼　省　吾
理　事　　浜　中　梅　松